

徳島県企業管理規程第十号

徳島県企業局車両管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十一月十日

徳島県企業局長 上 田 輝 明

徳島県企業局車両管理規程の一部を改正する規程

徳島県企業局車両管理規程（昭和四十五年徳島県企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「の所有に属し、」を「が所有又は賃借（自動車検査証の使用者の欄に記載されている者が徳島県である自動車及び軽自動車に係るものに限る。以下同じ。）をし、」に改める。

様式第二号中「購入年月日」を「購入（リース）年月日」に、「購入先」を「購入（リース）先」に、「購入年月日」を「購入（リース）年月日」に、「購入価格」を「購入（リース）価格」に改める。

様式第八号中「購入年月日」を「購入（リース）年月日」に、「購入価格」を「購入（リース）価格」に改める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。